

◆1番（小川義昭君） 皆さん、おはようございます。

議席番号1番、創誠会の小川義昭です。通告に従いまして一般質問を行います。

その前に、恒例の千代女の歌を一句御披露いたします。

「あさの間は 空にしられぬ 暑哉」

自然は緑深く、空はすっきり晴れ渡っています。少しだけ白い雲が見える夏の朝です。地上はじりじりと暑くなっていきますが、この暑さも、朝のうちはまだ大気が澄み、空はからりと晴れて、見た目にはいかにもさわやかに涼しそうです。さあ、暑さに負けずきょうも元気に働きましょう。そんな気持ちにさせてくれます。

今定例会における私の第1の質問は、私たち白山市民にとって大切な財産である、本市が所有する土地の現況実態と管理体制及び有効利活用について。第2の質問は、本市の医療費抑制に伴う健康促進策についてであります。

本市の平成20年度当初予算、一般会計は467億1,000万円であり、前年度比1.3%、6億3,000万円の減額であります。歳入を見ますと、地方財政制度の見直しが進められる中、自主財源である市税は前年度比8億3,000万円増の172億3,000万円と、住宅の増加と市内企業の業績好調を背景に増収を見込む一方、地方交付税については市税収入と連動して算定されることから、対前年度比6億4,000万円減の105億6,000万円、国・県からの補助金などは56億3,000万円、そして借金である市債69億4,000万円を起債し、歳入計上されておりますが、なおかつ不足する財源については財政調整基金から3億5,000万円を取り崩して充当するなど非常に厳しい財政運営がうかがえるところであります。

昨年6月には財政健全化法が制定され、自治体の今年度決算に基づき、平成21年度から財政建て直し法も施行されます。これに伴って本市の財政運営は、今まで以上に企業の経営感覚を持って自主財源の確保と経費の削減に鋭意努力しなければならないことは言うまでもありません。

本市は、平成17年度に行財政改革戦略会議を設置し、市民各層の意見を拝聴し、行財政改革推進本部にて白山市行財政改革大綱を策定し、行財政健全化の確保に取り組んでおります。

特に同大綱では、自主財源の確保が財政健全化のために必要な施策であると位置づけし、実施期限を平成17年度から21年度までの5年間で、白山市所有財産のうち、遊休資産である未利用財産の売り払い調査と検討を行うこととしております。

近年、厳しい財政運営を余儀なくされている本市の財政事情を勘案しますと、この未利用財産の処分・利活用が本市の財源不足の解消を図るための積極的な財源確保施策の一つであると思います。

早急に市有財産の利活用について総合的な観点から再検討し、その特性を考慮し、市有財産の貸し付けまたは売却処分による収入で自主財源を確保し、同時に有利子負債であり

ます借金を削減して、財務体質の健全化を図るべきだと考えます。

こうした中、平成 19 年度において、白山市監査委員の丹保監査委員と市議会からの代表である村山監査委員が、本市の所有財産のうち、主として経済的な価値を発揮する普通財産の土地に視点を置き、現況の把握、維持管理が適正に行われているか、現在利用されていない財産について将来の活用や処分の計画がなされているか、また、貸付財産についてその貸付理由は妥当か、などにわたって行政監査を行い、去る 3 月 31 日付で行政監査結果報告書が市長と市議会議長に提出されております。

ところで、市が所有する財産には、大きく分けて、公有財産、物品及び基金があります。このうち公有財産とは、土地や建物などの不動産を初め、有価証券、出資による権利などであります。

この公有財産は、地方自治法第 238 条の規定に基づき、さらに行政財産と普通財産に分類されています。

行政財産のほうは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産と、学校、図書館、公園、道路など市民が共同利用する財産のことを言い、行政目的達成のために利用されるべきものであるから、原則としてこれを貸し付けたり売却したりできない財産です。

一方の普通財産は、行政財産以外の一切の財産で、直接特定の行政目的には使用されず、貸し付けたり、売却したりして市の財源に充当することができる財産です。

今回提出された行政監査結果報告書によると、貸与・売却などができる本市の普通財産の土地は、全体で 2,570 件、面積は約 788 万平方メートル、788 ヘクタールで、東京ドームの 170 個分に相当する面積であります。その内訳区分は、市の使用地が 396 万平方メートルと全体の 50%、国・県など公共団体の事務所、民間企業などの敷地の貸付地が 120 万平方メートルで 15%、そして遊休化している未利用地が 272 万平方メートルで 35%と報告されています。実に 3 分の 1 以上が遊休化している未利用地であることがわかります。

それでは質問に移ります。

平成 17 年合併以来、3 年余を経過していますが、本市が所有している土地の管理運営は旧自治体の管理体制をそのまま移行継承しているため、統一的に明確な管理基準が確立されておらず、多くの不備な点が見受けられます。

また、いずれの土地も旧自治体において事務事業を執行する上での必要性からやむを得ず取得した土地であります。これも市民の皆様からの貴重な税金で購入した市民共有の大切な財産であります。

そこで 1 点目です。

今回の行政監査結果報告書は、本市が所有する土地について、行政目的が喪失し、将来的な利活用計画も定められていない土地や、今後、利活用計画がありながら、長期にわたって事業着手されていない未利用土地などが数多くあることから、土地に関する現況を的確に把握しているか、維持管理が適切に行われているか、現在利用されていない土地については将来の活用や処分の計画が適正になされているか、また貸付理由は適切かを主眼

として監査、次の4点の事項を検討・改善事項として指摘しています。

1つ、本市の公有財産の状況が明らかになるよう、管財課は、市全体の財産台帳、財産総括表、普通財産貸付簿及び貸付契約書などを関係所管課と連携し、適正に整備すること。

2つ、所管する土地の現況調査を確実に実施し、不法使用されることのないよう管理すると同時に、境界の確定についても、市の財産を確実にするためにも計画的に実施すること。

3つ、未利用地に対する今後の積極的有効活用策及び処分に係る全体計画を策定すること。

4つ、行政財産と普通財産の区分が不明確なものが多く見受けられるので、今後、管財課が主体となり関係所管課と連携し、当該区分を的確に見直し、明確化を図ること。

以上の4項目の指摘事項について、市長はどのように考えておられるのか。また、今後、それぞれの指摘事項について具体的にどのような方針で検討・改善していくのか、時期はいつまでに実施するのか、お考えをお伺いいたします。

2点目です。

普通財産の土地の面積は、行政監査報告書が約788万平方メートル、平成18年度決算書では約764万平方メートルと約24万平方メートル、東京ドーム5.1個分、行政監査報告書の面積が多いが、原因は、決算書が平成19年3月31日現在に対し、報告書は平成19年12月28日現在と、算定基準の時期が違うためと思われるが、では、その期間に増加した24万平方メートルの土地の内容をお伺いいたします。

3点目です。

昨年9月、総務省の基準に基づき、普通会計を対象に作成、公表された本市の平成19年3月31日現在の平成18年度バランスシート（貸借対照表）に、本市の行政財産及び普通財産にかかわる全体で約1万1,488平方メートルの土地が有形固定資産勘定に計上されていると思いますが、総額で幾ら計上されているのか、また、計上額は取得額なのか、評価額なのかをお伺いします。

さらに、行政財産、普通財産にかかわる土地のそれぞれの計上額をお伺いします。特に普通財産の土地に関しては、市の使用地、貸付地、未利用地、それぞれの区分ごとの計上額をお伺いします。

また、未利用地の中には、道路の残地などのように立地条件、形態により利活用が困難なものや、民間宅地などとして活用が想定される土地があるかと思いますが、実際、売却可能な本市の土地の面積が全体でどれくらいあるのか、そしてその土地の評価総額は幾らなのかをお伺いいたします。

4点目です。

将来的に利用計画がなく、市有財産として保有する必要性のない財産については、積極的に売却処分及び貸し付けが必要であります。行財政改革実施計画書によると、平成17年度以降、19年度の3カ年で3億3,000万円余の土地の売り払い実績がありますが、その具

体的内容についてお聞きします。

また、今年度の行財政改革実施計画書によると、未利用財産に対する取り組みの実施内容では、「1、未利用地の処分を推進する。2、土地貸し付けについて、貸付期間・単価改定を適正に行う。」とあり、数値目標、土地売却収入では4,375万円、また土地貸付収入では412万円を掲げていますが、それぞれ具体的にどのようなものをお考えなのかお伺いします。

また、本年度当初予算によると、土地売却収入は6,862万円、土地貸付収入は6,577万円とあり、今年度行革実施計画書の数値目標と大幅な相違がありますが、その理由を伺います。

普通財産の未利用土地の利活用に当たっては、積極的に市民へ未利用土地に関する情報を公表し、公平・公正な手続を前提に土地の処分や貸し付けをすることにより、売却収入、固定資産税収入、貸付収入などの形で自主財源の増収につながり、さらには有利子債であります借入金の削減にもつながり、財政の健全化が図られるものと考えます。市民への情報公表について、どのように考えているのか。また、その公表の手段についてもお尋ねいたします。

次に、第2の質問で、本市の医療費抑制に伴う健康促進策について質問します。

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上75歳未満の方に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とした特定健康診査を行い、健診でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対し、生活習慣を改善するための特定保健指導の実施が新たに国民健康保険、共済組合、政府管掌健康保険、組合健康保険等であります医療保険者に義務づけられました。

これは、医療の世話になる前に健康管理に気を配り、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善しようという新しい制度であります。

厚生労働省によると、平成17年度の国民医療費は約32兆円で、1人当たりに換算すると約25万円にもなります。その多くが生活習慣病に起因する疾病によるものだそうです。

生活習慣病に限らず、あらゆる病気は、一人一人がバランスのとれた食生活、適度な運動習慣を身につけ、定期的に健診を受けることにより、これを予防すると同時に医療費の抑制にもつなげようとするものです。

ところで、本市ではこれまで30歳以上を対象にした市民健康診査・保健指導を実施してきました。しかし、今回の法律改正による新制度で健診などの実施義務者は医療保険者に移行され、市は、国民健康保険者の立場として、国民健康保険加入者についてのみ、その実施義務を負うこととなりました。

そこで、今回の健診制度の変更に伴って、健診実施主体が本市からそれぞれの医療保険者に移管されたことや、新制度の積極的な活用を市民の皆様へ推進してもらうためにも、広く周知することが必要かと思われまます。どのような方法で周知徹底するのかをお伺いいたします。

なお、新制度は、40歳以上75歳未満の方を対象としていますが、対象とならない40歳未満、75歳以上の方については市としての対策が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

また、新制度の健診内容の項目はメタボに限定され、従来市が行っていた健診内容と比較すると健診項目が少ないのが現実であります。生活習慣病以外の項目についても、健康管理上、健診が必要かと思いますが、その不足健診項目を市として補てんする考えはないのかをお伺いいたします。

健康管理には、何よりも運動が大切です。特に高齢者の方にとっては、みずから体を動かし、スポーツを楽しみ、できるだけ健康寿命を延ばすことは大切なことと思います。転ばぬ先のつえであります。また、病気により医療費に財源を投入するよりも、疾病予防対策に財源を投入するほうが市民にとっても幸せかと思えます。

そこで、高齢者の方々が安心して暮らせるまちづくりを目指すためにも、高齢者の体育施設利用料に係る減免制度の拡充を提言いたします。見解をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。